

＜山ぼうし居宅介護支援事業所運営規程＞

一、 事業の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

有限会社アシステッドリビング村重が、開設する指定居宅介護支援事業所（以下「本事業所」という。）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をすることが出来るよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

第2条（運営の基本方針）

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき、事業を運営する。

- 一、要介護状態にある利用者が、このような状態にある場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮する。
- 二、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう複数の事業所から選択し、利用していただけるように配慮する。
- 三、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 四、市町村（特別区を含む。以下同じ）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 五、従業者の自己研鑽の為、研修への参加を計画的に実施していく。
- 六、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険上に位置づけられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

二、 事業所の名称及び所在地

第3条（事業者の名称及び所在地）

名 称 ： 山ぼうし居宅介護支援事業所
所在地 ： 山口県山陽小野田市大字有帆字真土535-117
TEL ： (0836) 38-8000 FAX : (0836)84-5323

三、職員の職種、員数及び職務内容

第4条（従業員の職種、員数等）

*本事業所の従業員の職種、員数等は次の通りとする。

職種	員数	勤務形態
管 理 者	1 名	常勤/兼務
介護支援専門員	1 名	
(介護支援専門員と管理者は兼務)		

第5条（管理者）

- 一、管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 二、管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者に厚生労働省令にて定められた指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 三、管理者は、従業員の勤務や事業所の備品等、居宅介護支援運営に関する書類を作成、5年間保存し、事業所にて保管する。

第6条（介護支援専門員の職務）

介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等が、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう市町村、居宅事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整を行うものである。

四、営業日及び営業時間

第7条（営業日）

本事業所の営業日は月曜日から土曜日までとする。木・土は8:30～12:30とする。但し、国民の祝日、8月15日・16日、12月30日午後～1月3日までを除く。

但し、休日であっても電話対応にてサービスの提供を行う場合がある。

第8条（営業時間） 本事業所の営業時間は、営業日の午前8時30分～午後5時30分までとする。但し、営業日に研修等で、振替にて休日を取る場合や時間外な

どについて、電話対応にて相談業務を行う場合もある。

五、指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

第9条（居宅介護支援の内容）

本事業所は、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことが出来るよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。作成した書類に関しては、利用者、ご家族様の要望に応じて閲覧できるものとする。作成した書類、支援記録等は、5年間保存し、事業所にて保管することとする。

第10条（指定居宅介護支援の具体的内容）

利用者の相談を受ける場所	①利用者の居宅又は利用者の指定する場所 ②本事業所内相談室
使用する課題分析票の種類	MDS 方式及び山陽小野田方式 その他独自のものを使用
サービス担当者会議の開催場所	利用者宅及び本事業所内相談室等
介護支援専門員の居宅訪問頻度	最低1ヶ月に1回の訪問 その他、必要に応じ随時実施

第11条（内容及び手続きの説明及び同意）

- 一、本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申し込み者又は、その家族に対し、本運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始についての利用申込者の同意を得るものとする。
- 二、本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として作成した居宅サービス計画について説明、理解を得るものとする。

第12条（利用料等）

- 一、本事業所が、指定居宅介護支援を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（居宅介護サービス計画費の額、居宅支援サービス計画費の額）とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者からの、利用料の支払いは受けないものとする。
- 二、本事業所は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、

あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第13条（保険給付の請求のための証明書の交付）

本事業所は提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

六、通常の事業の実施地域

第14条（通常の実施地域）

本事業所の通常の事業の実施地域は、山陽小野田市、宇部市の一部（楠町・藤曲・厚南）とする。

七 虐待防止のための措置に関する事項

第15条（虐待）

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともにその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置（ICTも活用）し、定期的に会議を開催し、その結果について周知徹底を行う。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護支援専門員は、虐待の防止のための研修に参加し、自己研鑽を図ります。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者兼務）を置く。

八、その他運営に関する重要事項

第16条（秘密保持）

- 一、本事業所の、介護支援専門員その他の従業者である者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 二、本事業所は、介護支援専門員その他の従事者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 三、本事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により、得ておくものとする。

第17条（苦情処理）

- 一、本事業所は、サービスの提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。
- 二、本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会

に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該の指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

三、本事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

四、本事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力することとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 18 条（事故発生時の対応）

本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

加入保険： 居宅介護事業者 賠償責任保険

（株）全福サービス 03-3252-2035

FAX 03-3258-8878

附則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。